

# みんなで、認知症サポーターに なりませんか？

何をする人？

認知症を理解し、認知症の人や家族を見守る応援者のことです。



ターになつていただく取り組みを行っています。

## 難しくありません、 サポーターの第一歩

認知症は、誰にも起ころうる脳の病気によるもので、85歳以上では4人に1人にその症状があるといわれ、決して他人事ではありません。

日野町では、認知症の人とその家族を支え、誰もが暮らしやすい地域をつくつていくために、住民の皆さんに認知症サポー

トです。また、認知症の人や家族の応援者でもあるので、病気について正しく理解し、偏見を持たずに温かい田で見守ることがスタートです。

## 出前講座に伺います

ぜひ地域や仲間で学習し、誰もが安心して暮らせる地域をつくりましょう。

## ※キャラバンメイト…町

内の介護サービス事業所職員や介護に携わった経験のある住民の方等にお願いしています。



## ◆申し込み・問い合わせ先

地域包括支援センター

(保健センター内)

☎ 600-1 有線⑤11148

# 新しい高齢受給者証を送付しました

高齢受給者証は、平成14年10月1日以降に70歳の誕生日を迎えた方（昭和7年10月1日以後に生まれた方）にお渡していますが、お手持ちの受給者証（肌色）は、7月31日が有効期限でした。

8月1日からご使用いただく新しい「高齢受給者証」（水色）をお送りしましたので、内容に誤りがないか確認をお願いします。古い受給者証は住民課までお返しください。お近くの役場職員に渡していただきても結構です。

## 一般の方

### ◆平成20年3月31日まで

自己負担 1割

### ◆平成20年4月1日から

自己負担 2割

## 現役並み所得者

（同一世帯に課税所得がある方がおられる世帯）  
145万円以上の70歳以上の方

◆平成20年3月31日まで  
自己負担 3割

◆平成20年4月1日から  
自己負担 3割（変更なし）

## ◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ 6571 有線⑤7784

平成20年4月から自己負担割合が変わります。

75～74歳で高齢受給者証をお持ちの方の自己負担の割合が、平成20年4月から1割から2割に変わります。現役並み所得者については3割で変わりません



## 高齢者受給者証の使い方

お医者さんにかかるときは、医療保険の「保険証」と、交付された「高齢受給者証」の2つを忘れずに提示してください。かかった費用の1割、現役並み所得者は3割を払うことで医療を受けることができます。

## ◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ 6571 有線⑤7784